

帯広市地域優良賃貸住宅の寡婦（夫）控除のみなし適用に関する事務取扱

（趣旨）

第1条 この取扱は、帯広市地域優良賃貸住宅制度要綱（平成23年11月14日制定。以下「要綱」という。）及び帯広市地域優良賃貸住宅補助基準（平成23年11月14日制定。以下「基準」という。）に規定する寡婦（夫）控除のみなし適用について、地域優良賃貸住宅の入居者資格、家賃の減額に係る補助に係る必要な事項を定める。

（対象者）

第2条 寡婦（夫）控除のみなし適用を行う対象者（以下「対象者」という。）は、入居者又は同居者に所得税法（昭和40年法律第33号）第2条第1項第30号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となった女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第31号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となった男子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者とする。

（入居者資格）

第3条 地域優良賃貸住宅の入居者資格は、対象者を含む入居者資格につき、特定優良賃貸住宅の供給の促進に関する法律施行規則（平成5年法律52号。以下「規則」という。）第1条第3号ホの規定の適用がある者とみなして算出した所得が、要綱第5条第4号ウの条件を満たしている場合、地域優良賃貸住宅の入居者資格を有しているものとする。

（家賃の減額に係る補助）

第4条 地域優良賃貸住宅の家賃の減額に係る補助は、対象者を含む家賃の減額に係る補助につき、規則第1条第3号ホの規定の適用がある者とみなして算出した所得が、基準第8条第1項第4号を満たしている場合、地域優良賃貸住宅の家賃の減額に係る補助の対象とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この取扱は、平成28年4月1日から施行する。

（この取扱の失効）

- 2 この取扱は、平成30年3月31日限り、その効力を失う。

附 則

この取扱は、平成29年4月1日から施行する。